資料2

令和6年度の活動計画（案）

令和６年度　協議会取り組みスケジュール（案）

会議等	日時	内容	実施方法
第1回幹事会	4月18日(木) 10時～12時	1.令和5年度の活動報告 2.令和6年度の活動計画の確認協議 ・合同防災訓練について ・ワークショップ（地区防災計画）について ・事前学習（eラーニングについて）	WEB
連絡協議会	5月9日（木）	令和6年度活動計画の承認	書面開催 回答期限:5月17日(金)
合同防災訓練の 事前説明会	5月下旬頃 午後予定	1.勉強会 ・大規模土砂災害と警戒避難について 2.事前説明会 ・訓練の内容や進め方の事前確認	WEB
合同防災訓練	6月下旬頃 午後予定	ロールプレイング型訓練	対面・WEB併用
ワークショップ （白川村を想定）	10月頃	わが家の危険地図、避難シートの作成に関する 地区防災計画策定支援マニュアル（案）の検証	対面
第2回幹事会	1月下旬頃 午後予定	1.令和6年度の活動結果報告 2.令和7年度の活動計画内容の協議	WEB

１．危機管理に係る事項　協議会・幹事会

第1回幹事会
- ・時　　期　令和6年4月18日(木)
- ・内　　容　連絡協議会の目的・意義の再確認、令和5年度の活動報告、令和6年度の活動計画内容の協議
- ・会議方法　WEB

連絡協議会
- ・時　　期　令和6年5月9日（木）
- ・内　　容　第１回幹事会における協議事項の確認、令和６年度活動計画の承認
- ・会議方法　書面開催

第2回幹事会
- ・時　　期　令和7年1月下旬を予定（11月下旬に日程調整を行う）
- ・内　　容　令和6年度の活動報告を踏まえた、令和7年度の活動計画内容協議
- ・会議方法　WEB

２．防災業務計画や地域防災計画の共有

現時点では改定点等なし

※令和６年度の取り組みで追記修正すべき事項が出た際には、第２回幹事会で情報共有を行う方針です。

３．防災訓練の実施　訓練の実施方針

項目	実施方針
訓練目的	① 関係者の「顔の見える関係」を維持し、知識醸成（防災対応能力の向上）。 ② 大規模土砂災害時における連携マニュアルに基づく関係機関の情報共有対応の確認・検証。
訓練方式	テーマやステージを絞ったロールプレイング形式＋事後検討会 特徴① 複数ステージ行う訓練とは違い、１ステージ等テーマを絞って行う 特徴② 「連絡調整会議」や「住民説明会」など、<u>１つの対応についてより深く確認を行うことが出来る</u> 特徴③ 行った対応について<u>自機関の反省や、他機関への不明な点や疑問など率直な意見交換が可能</u>となる
実施時期	・５月下旬　訓練事前説明会実施予定 ・６月下旬　訓練実施予定
開催方式	Ｗｅｂ形式とするが可能な範囲で対面形式も検討する
会場	日程調整後、使用可能な会場を確認する

3. 防災訓練の実施　訓練参加機関と災害想定

	訓練参加機関	対応する主要な災害
市村	高山市	同時多発的土砂災害（集落孤立）
	飛騨市	河道閉塞
	白川村	地すべり
県	岐阜県砂防課	地すべり
	岐阜県防災課	各災害の情報収集・対応状況の把握
	飛騨県事務所	各災害の情報収集・対応状況の把握
	古川土木事務所	河道閉塞
	高山土木事務所	地すべり 同時多発的土砂災害（集落孤立）
	飛騨農林事務所	保安林被害
国	飛騨森林管理署	国有林被害
	高山国道事務所	国道被害
	神通川水系砂防事務所	河道閉塞

想定する大規模災害現象

台風接近に伴う豪雨による土砂災害発生を想定する。
①河道閉塞(飛騨市) ②地すべり(白川村) ③集落孤立(高山市)

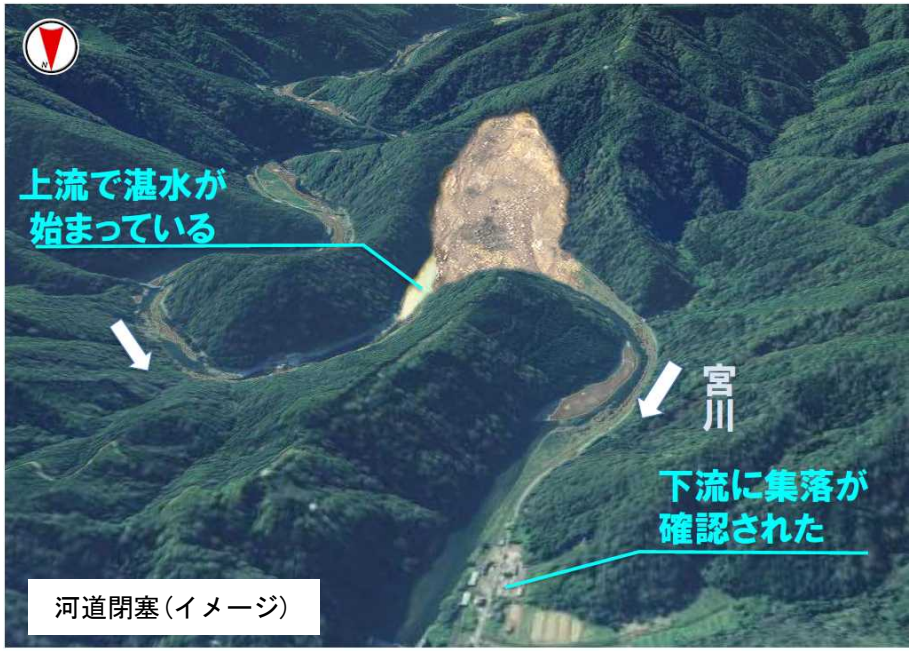

河道閉塞（イメージ）

大規模地すべり（イメージ）

４．防災意識向上に関する活動
（地区防災計画（案）のつくりかたの作成および検証）

項目	実施方針
実施内容	高山市と白川村の取組み結果を元に、わが家の危険地図、避難シートを作成する「地区防災計画（案）のつくりかた」を事務局が作成する。 「つくりかた」を見ながら、住民主体のワークショップを行い、住民が使いやすい・わかりやすいものになっているか、有効な避難行動計画を考えられるような内容になっているか等の検証を行う。
実施時期	６月中　「地区防災計画（案）のつくりかた」を作成 ７月中　候補地区への説明を実施し、対象地区および日程を決定 10月頃　ワークショップ実施予定
実施場所	３市村から地区を選定
開催方式	対面方式

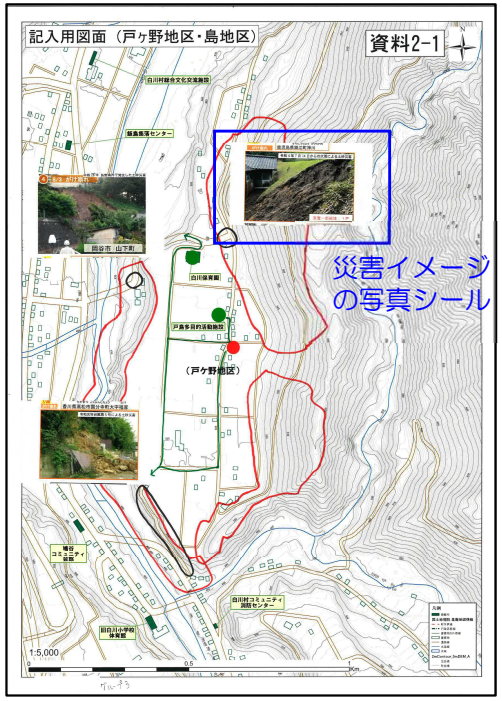

「わが家の危険地図」

「わが家の避難シート」の作成例

ワークショップ実施イメージ

4．防災意識向上に関する活動

能登半島地震に関する取り組み紹介

・時　　期　第２回幹事会開催時など
・内　　容　能登半島地震に関する国土交通省の取り組みについて、情報共有を行う。（令和５年度第２回幹事会以降の続報）
・実施方法　WEB

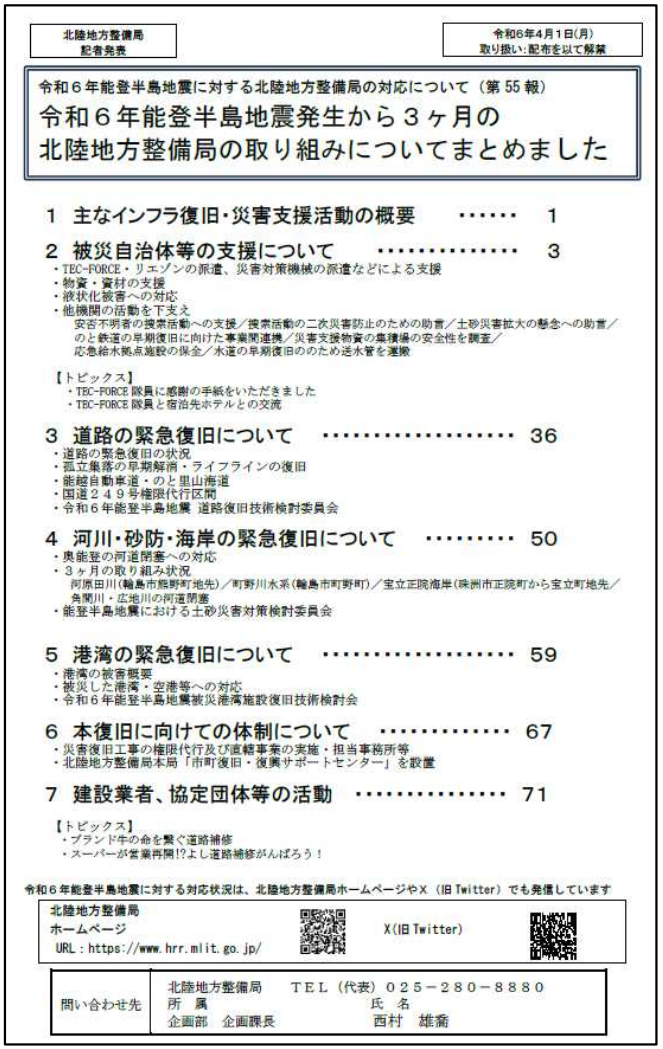

北陸地方整備局
記者発表

令和6年4月1日(月)
取り扱い：配布を以て解禁

令和６年能登半島地震に対する北陸地方整備局の対応について（第 55 報）

令和６年能登半島地震発生から３ヶ月の
北陸地方整備局の取り組みについてまとめました

1　主なインフラ復旧・災害支援活動の概要　……　1

2　被災自治体等の支援について　……　3
・TEC-FORCE・リエゾンの派遣、災害対策機械の派遣などによる支援
・物資・資材の支援
・被災化被害への対応
・他機関の活動を下支え
安否不明者の捜索活動への支援／捜索活動の二次災害防止のための助言／土砂災害拡大の懸念への助言／
のと鉄道の早期復旧に向けた事業関連携／災害支援物資の集積場の安全性を調査／
応急給水拠点施設の保全／水道の早期復旧ののため送水管を運搬

【トピックス】
・TEC-FORCE 隊員に感謝の手紙をいただきました
・TEC-FORCE 隊員と宿泊先ホテルとの交流

3　道路の緊急復旧について　……　36
・道路の緊急復旧の状況
・孤立集落の早期解消・ライフラインの復旧
・能越自動車道・のと里山海道
・国道２４９号権限代行区間
・令和６年能登半島地震　道路復旧技術検討委員会

4　河川・砂防・海岸の緊急復旧について　……　50
・奥能登の河道閉塞への対応
・３ヶ月の取り組み状況
河原田川(輪島市鵜野町地先)／町野川水系(輪島市町野町)／宝立正院海岸(珠洲市正院町から宝立町地先／
角間川・広地川の河道閉塞
・能登半島地震における土砂災害対策検討委員会

5　港湾の緊急復旧について　……　59
・港湾の被害概要
・被災した港湾・空港等への対応
・令和６年能登半島地震被災港湾施設復旧技術検討会

6　本復旧に向けての体制について　……　67
・災害復旧工事の権限代行及び直轄事業の実施・担当事務所等
・北陸地方整備局本局「市町復旧・復興サポートセンター」を設置

7　建設業者、協定団体等の活動　……　71

【トピックス】
・ブランド牛の命を繋ぐ道路補修
・スーパーが営業再開!?よし道路補修がんばろう！

令和６年能登半島地震に対する対応状況は、北陸地方整備局ホームページやX（旧 Twitter）でも発信しています

北陸地方整備局
ホームページ
URL：https://www.hrr.mlit.go.jp/

X(旧 Twitter)

問い合わせ先
北陸地方整備局　TEL（代表）０２５－２８０－８８８０
所　属　　氏　名
企画部　企画課長　西村　雄喬

能登半島地震に関する取り組み

５．連携マニュアルの更新

今後も適宜更新を行う
※訓練の結果や協議会・幹事会での意見を踏まえ、更新の必要がある場合
※記載内容について更新の意見・要望がある場合

大規模土砂災害時における連携マニュアル

令和４年３月

神通川・庄川上流域
大規模土砂災害対策連絡協議会

って異なった対応を行う必要が生じる場合がある。
以上のように、降雨時及び地震時では土砂災害発生の様態が大きく異なることを踏まえ、それぞれの誘因による土砂災害が発生した時の時系列での対応に応じた連携項目及びタイミングを図 1.3 及び図 1.4 に示す。なお、同様の現象であってもその規模等によって異なる対応を行う場合があるため、実際の災害発生状況を踏まえ、本マニュアルと大規模土砂災害タイムラインに示す連携項目を臨機応変に適用する必要がある。
なお、岐阜県、高山市、飛騨市及び白川村にあっては、連携内容に応じて土木所管部署が対応するもの、消防防災所管部署が対応するもの及び両者が連携して対応するものがあるが、組織内での役割分担は適宜判断し、円滑な連携対応になるよう配慮する必要がある。

【本マニュアルで対象とする連携項目】
① 災害情報等の収集、共有
② 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣と受入れ
③ 土砂災害防止法に基づく緊急調査に係る連携
④ 施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検に係る連携
⑤ 災害対策用資機材等の相互支援
⑥ 住民等への情報の提供・周知
⑦ 災害発生時の連絡調整
⑧ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣と受入れ

土砂災害に係る関係機関の役割及び災害時の連携イメージ

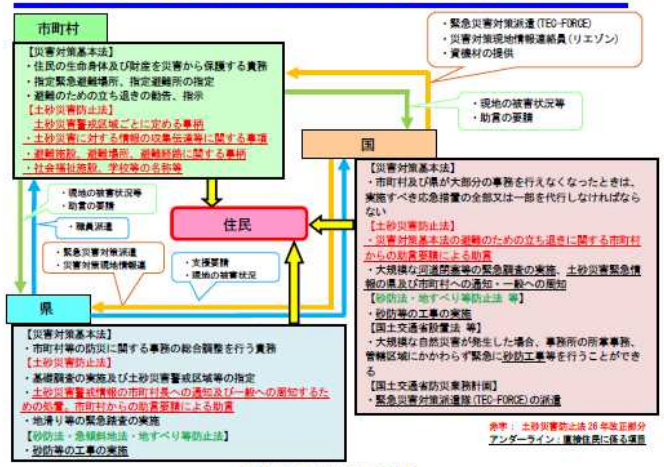

図 1.2 連携体制の概念図

4

連携マニュアル（抜粋）

６．その他の活動　事前学習（eラーニング）

合同防災訓練の目的に「大規模土砂災害時における連携マニュアルに基づく関係機関の情報共有対応の確認・検証」があり、訓練の開始前に連携マニュアルの内容を把握し、確認・検証の精度を向上するため令和6年度も同様に以下の事前学習を実施する。

期間：５月下旬～(合同防災訓練の前1か月)

方式：webサイト上で、危機管理対応について事前学習を実施

対象者：防災担当職員
（特に災害時に各機関・部署で連携マニュアルを使用される方(キーマン)）

学習内容：連携マニュアルに関連する内容、土砂災害に関する基礎知識など

問題形式：択一形式
（設問⇒解答および解説で1セット）

問題数　：20問

学習時間：30分程度

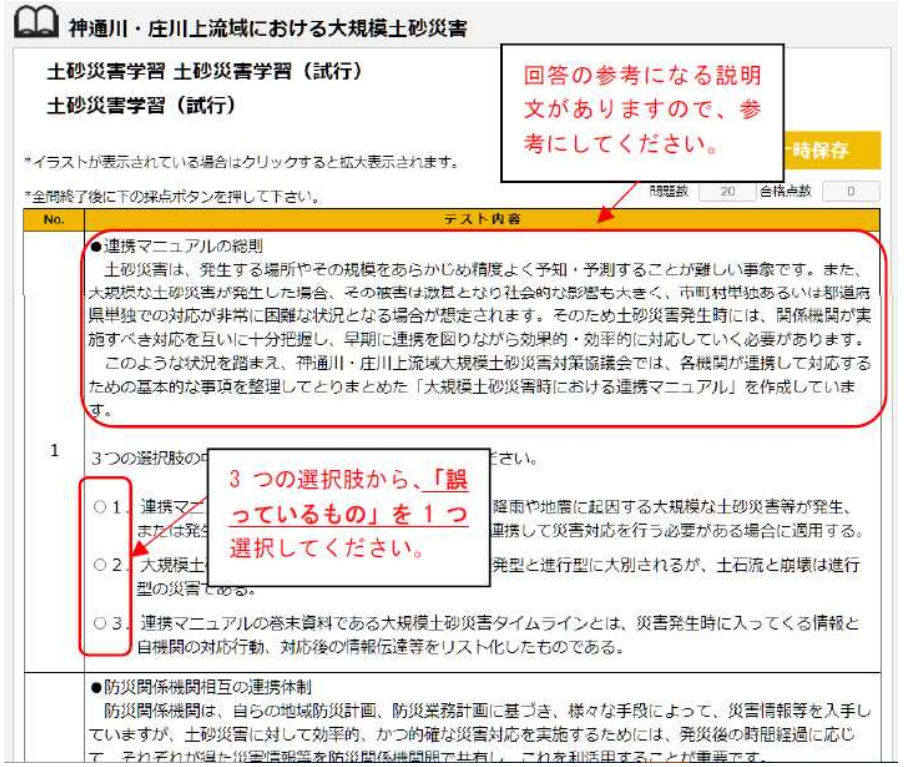

eラーニングの例

今後の対応：達成度が低い場合（概ね正答率50%以下）には、別途連携マニュアルに関するフォローアップを実施予定。

【eラーニングに関する連絡先】
一般財団法人砂防フロンティア整備推進機構
企画調査部　河合・金子
メール：kikaku@sff.or.jp　　電話：03-5216-5872

参考資料

防災意識向上に関する活動（地区防災計画について）

地区防災計画とは

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。

しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないことが強く認識されました。

その教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定が追加されました。その際、**地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設**されました（平成26年４月１日施行）。

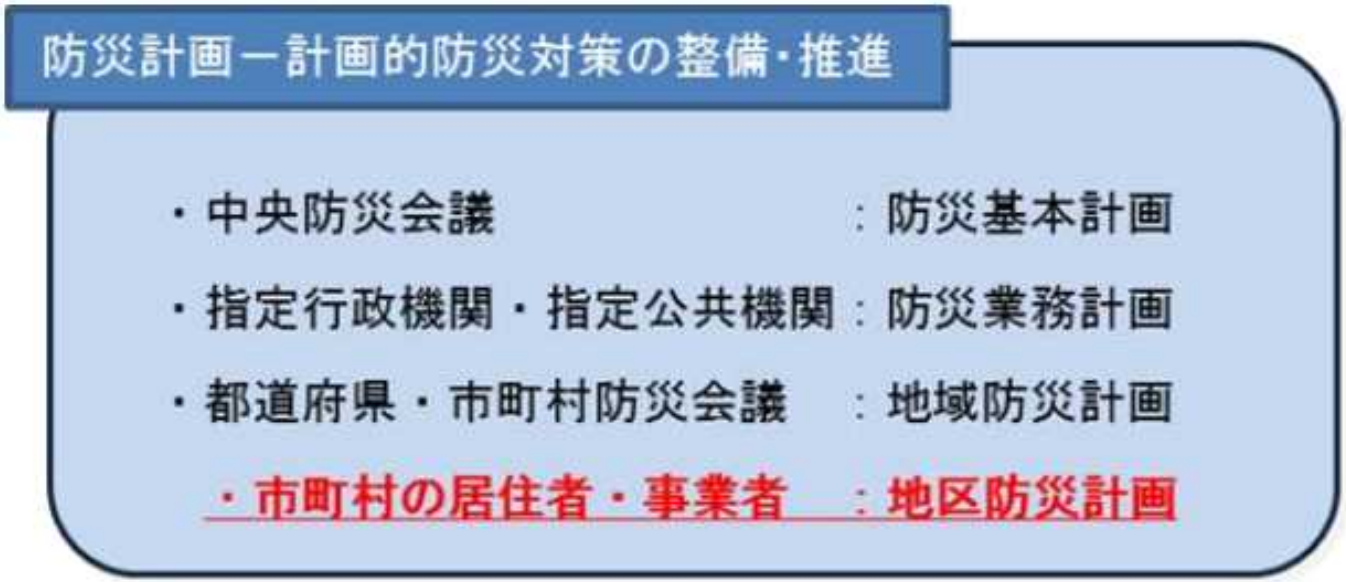

内閣府　地区防災計画ガイドライン（概要）
（ https://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guidline_summary.pdf ）

防災意識向上に関する活動（地区防災計画について）

市町村地域防災計画に地区防災計画を規定する方法

地区防災計画を規定する方法としては、**①市町村防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として市町村地域防災計画に規定する場合、②地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、市町村防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて市町村防災会議が、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める場合**があります。

計画提案の流れ

計画提案の主体は、実際に防災活動を行う地区居住者等のほか、自主防災組織等において、計画に基づく防災活動についてメンバーの理解が十分に得られており、実際に防災活動を実施できる体制にある場合には、これらの自主防災組織等の役員等が、共同して計画提案を行うことも可能です。

計画提案に対しては、市町村防災会議が、市町村地域防災計画に規定する必要があるか否かを判断し、必要がないと判断した場合は、その旨及びその理由を提案者に通知することになります。

内閣府　地区防災計画ガイドライン（概要）
（ https://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guidline_summary.pdf ）